

佐久市立望月歴史民俗資料館条例

(設置)

第1条 郷土における自然、歴史、民俗等の資料の収集及び調査並びに研究を行うとともに、これらの活用を図り、もって教育、学術及び文化の発展に寄与するため、歴史民俗資料館（以下「資料館」という。）を設置する。

(名称及び位置)

第2条 資料館の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
佐久市立望月歴史民俗資料館	佐久市望月247番地

(開館時間)

第3条 資料館の開館時間は、午前9時から午後5時までとする。ただし、佐久市教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、特に必要と認めるときは、開館時間を変更することができる。

(休館日)

第4条 資料館の休館日は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 月曜日（この日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「国民の休日」という。）に当たる場合は、除く。）
- (2) 国民の休日の翌日（この日が日曜日、土曜日又は国民の休日に当たる場合は、除く。）
- (3) 12月29日から翌年の1月3日までの日

2 教育委員会は、前項に規定するもののほか、特に必要と認めるときは、これを変更し、又は臨時に休館日を定めることができる。

(事業)

第5条 資料館は、次に掲げる事業を行う。

- (1) 資料館の入館者の管理及び施設の管理運営に関すること。
- (2) 自然、歴史、民俗等の資料の収集、保管、展示及び啓発に関すること。
- (3) 地域や資料の調査及び研究に関すること。
- (4) 自然、歴史、民俗等の研究会、講座及び講演会の開催に関すること。
- (5) 佐久市立望月歴史民俗資料館協議会（以下「協議会」という。）に関すること。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、資料館の設置の目的を達成するために必要な事業に関すること。

(観覧料の納付)

第6条 資料館に展示されている資料等を観覧しようとする者は、別表に定める観覧料を納付しなければならない。

(観覧料の還付)

第7条 既納の観覧料は、還付しない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

(観覧料の減額又は免除)

第8条 市長は、特別な理由があると認めるときは、観覧料を減額し、又は免除することができる。

(賠償責任)

第9条 観覧者は、故意又は過失により施設、設備及び展示資料等を汚損し、損傷し、又は滅失したときは、市長の命ずるところによりこれを原状に復し、又は損害額を賠償しなければならない。

(職員)

第10条 資料館に館長、学芸員又はこれに準じる専門職員、事務職員その他必要な職員を置く。

(協議会)

第11条 資料館に関する必要な事項を協議するため、協議会を置く。

- 2 協議会は、資料館の運営に関し、市長の諮問に応ずるとともに、市長に対して意見を述べることができる。
- 3 協議会の委員は、学校教育若しくは社会教育の経験者又は識見を有する者のうちから教育委員会

が委嘱する。

4 委員の定数は10人以内とし、その任期は2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委任)

第12条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成17年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日の前日までに、合併前の望月町歴史民俗資料館の設置及び管理に関する条例(平成3年望月町条例第3号)の規定によりなされた手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなす。

別表 (第6条関係)

区分		個人		団体(20人以上)	
		単独	天来記念館 と共通	単独	天来記念館 と共通
常設の展示 を行っている 場合	一般	300円	500円	250円	400円
	高等学校、高等専門学校、大学及びこれらに類する施設の学生又は生徒	250円	400円	200円	300円
	小学校、中学校の児童又は生徒	150円	250円	120円	200円
特別の企画 による展示 を行っている 場合	一般	その都度定める額		その都度定める額	
	高等学校、高等専門学校、大学及びこれらに類する施設の学生又は生徒				
	小学校、中学校の児童又は生徒				